

# 葛飾区の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

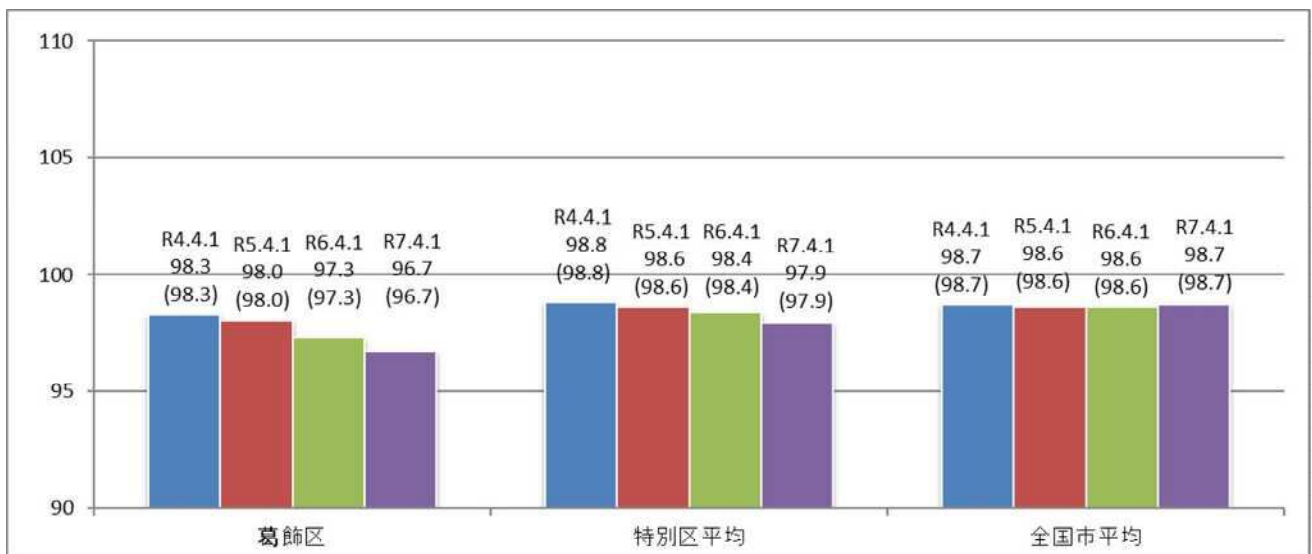
区分	住民基本台帳人口(令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度 の人件 費率
令和6年度	469,916人	253,052,860千円	9,998,809千円	33,750,441千円	13.3%	11.1%

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費（千円）				(参考) 一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B	
令和6年度	3,047人	10,712,445	3,868,869	5,331,054	19,912,368	6,535千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
- 3 類似団体平均として、特別区平均を掲載。類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和 7年度	406,322円	391,462円	14,860円 (3.80%)	14,860円 (3.80%)	3.80%	3.62%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和 7年度	4.92月	4.85月	0.07月	0.05月	4.9月	4.65月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職給料表（一）において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[ **実施** 未実施 ]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由）

（給料表の改定実施時期）令和8年4月1日

（内容）国の見直し内容を踏まえ、行政職給料表（一）の5級・6級、医療職給料表（二）の5級及び医療職給料表（三）の5級の給料表の見直しを行った。5級については、初号近辺の号給をカットし、初号の給料月額を引き上げた。6級については、初号の額を引き上げつつ5級との給料月額の重なりを解消するとともに、給料月額を刻みの大きい簡素な号給構成（号給の大きくくり化）とした。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）【記入例】国基準20%に対し、葛飾区においても20%を支給。

（実施時期）【記入例】平成27年4月1日より実施。

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度以降の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	18%	18%	18.5%	20%
葛飾区の支給割合	18%	20%	20%	20%

③ その他の見直し内容

管理職手当の額の見直し及び管理職員特別勤務手当の支給対象時間の拡大

（令和8年4月1日実施）

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
葛飾区	38.0歳	296,294円	417,942円	373,387円
東京都	42.3歳	325,837円	470,901円	409,944円
国	41.9歳	332,237円	414,480円	414,480円
特別区	39.5歳	306,499円	434,733円	384,346円

#### ② 技能労務職

区分	公務員					民間			
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	参考 (A/B)
技能労務職 計	54.9歳	298人	287,833円	379,932円	352,861円				
(内訳)	清掃職員	117人	285,076円	405,395円	350,635円	廃棄物処理業	48.0歳	320,600円	1.26
	学校給食員	2人	—	—	—	飲食物調理従事者	42.7歳	324,000円	—
	守衛	5人	286,260円	426,732円	361,300円	警備員	47.3歳	304,000円	1.40
	用務員	26人	270,199円	329,108円	325,415円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	48.8歳	267,400円	1.23
	自動車運転手	2人	—	—	—	自家用自動車運転手	58.4歳	307,100円	—
	その他職員	146人	293,134円	366,651円	359,423円	—	—	—	—
東京都	50.3歳	1,189人	289,995円	391,360円	357,218円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	337,907円	—	—	—	—	—
特別区平均	53.3歳	4,896人	285,018円	388,544円	349,295円	—	—	—	—

区分	参考			
	年収ベース（試算値）の比較			
	公務員(C)	民間(D)	C/D	
葛飾区	—	—	—	
内訳	清掃職員	6,493,984円	4,516,000円	1.44
	守衛	7,014,286円	3,883,400円	1.81
	用務員	5,551,172円	3,459,400円	1.60

#### ③ 教育職（幼稚園教育職員）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
葛飾区	39.0歳	316,214円	415,745円
東京都	39.7歳	354,959円	458,724円
特別区	40.2歳	361,212円	491,539円

※「平均給与月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているものである。したがって、技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、必ずしも年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍し、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間

賞与の額を加えた試算値である。

※技能労務職の学校給食員及び自動車運転手については、職員数が3人以下のため非公表。

## (2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		葛飾区	東京都	国
一般行政職	大学卒	220,000円	225,500円	220,000円
	高校卒	182,000円	188,000円	188,000円
技能労務職	高校卒	176,400円	185,400円	185,700円
教育職 (幼稚園教育職員)	大学卒	233,000円	241,700円	データなし
	短大卒	215,200円	225,600円	データなし

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	281,007円	373,000円	378,131円	413,385円
	高校卒	244,933円	336,667円	359,980円	380,300円
技能労務職	高校卒	204,825円	302,728円	308,740円	294,830円

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

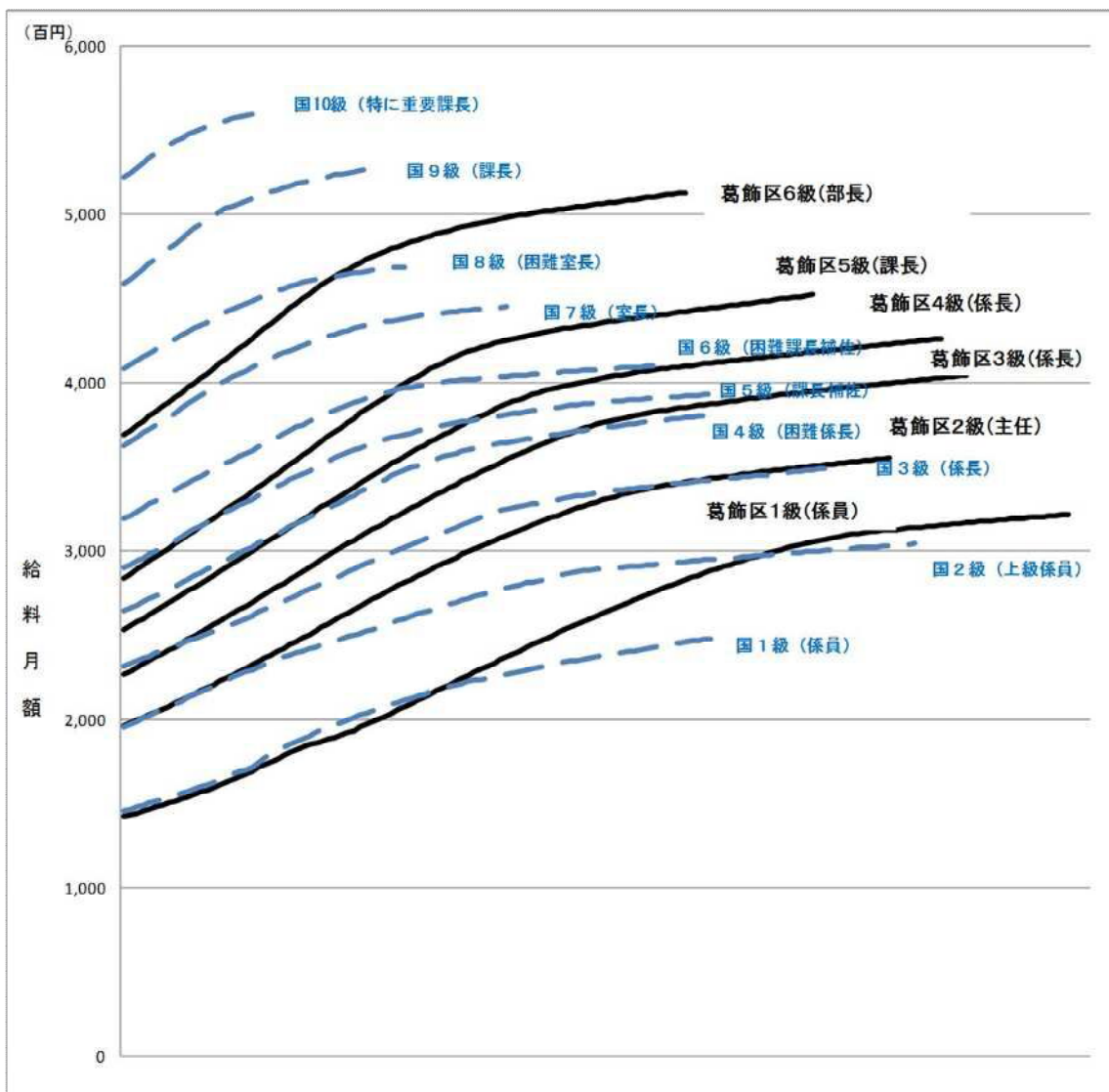
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6級	部長、担当部長又は参事の職務	18人	1.0%	379,400円	518,100円
5級	課長、担当課長又は副参事の職務	76人	4.1%	303,500円	457,100円
4級	課長補佐の職務	100人	5.4%	276,700円	431,100円
3級	係長、担当係長又は主査の職務	255人	13.8%	254,100円	408,800円
2級	主任の職務	498人	27.0%	231,500円	357,600円
1級	係員の職務	900人	48.7%	177,400円	323,900円

(注) 1 葛飾区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 再任用職員は含まれていない。

※平成30年度に8級制から6級制に変更（旧給料表の1級から3級を再編し、6級及び7級をそれぞれ統合）となっている。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○	○	○	○
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

葛飾区	東京都	国
1人当たりの平均支給額(6年度) 1,742千円	1人当たりの平均支給額(6年度) 2,053千円	データなし
(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.35月分 (1.40)月分 (1.15)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.35月分 (1.40)月分 (1.15)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 15～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

葛飾区			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	18.00月分	24.55月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.00月分	32.95月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.75月分	47.70月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	39.75月分	47.70月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率	なし		調整率	83.7/100	
その他の加算措置 (定年前退職者に対する特例措置(2%～20%加算))			その他の加算措置 (定年前退職者に対する特例措置(2%～45%加算))		
1人当たり平均支給額 自己都合 1,346千円 勸奨・定年 19,094千円			—		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち、「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		2,211,846,958円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		702,397円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
葛飾区	20%	3,149人	20%

（注）葛飾区以外の地域における支給率は12%（対象者3名）

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		50,401,294円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		108,157円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		14.8%		
手当の種類（手当数）		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （6年度決算）	左記職員に対する 支給単価
防疫等業務手当	保健所で当該業務に従事する職員	感染症予防法に定める感染症の患者等に接触する業務	49千円	日額170～680円
特定現場業務手当	工事現場で当該業務に従事する職員	建築物等の建設現場における工事監督又は検査の業務等	54千円	日額300円
福祉業務手当	福祉現場で当該業務に従事する職員	訪問員若しくは指導員として援護等の業務を行うため家庭訪問したとき等	29,702千円	日額 230～ 1,470円
清掃業務手当	清掃業務に従事する職員	廃棄物収集に従事する場合等	19,842千円	日額 700円

（注）支給実績の総額には、義務教育特別手当の支給額が含まれている。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	666,607,898円
職員1人当たりの平均支給年額 （5年度決算）	246,709円
支給実績（6年度決算）	676,401,242円
職員1人当たりの平均支給年額 （6年度決算）	252,106円

（注）1 事業経費執行分を除く。

（注）2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、各年度の4月1日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員（管理職員、教育職員）を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいる。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容		支給実績 (6年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (6年度決算)	
扶養手当	配偶者	4,000円	異なる	配偶者	3,000円	167,734,857円	189,745円	
	子	9,500円		子	11,500円			
	父母等	6,000円		父母等	6,500円			
	16～22歳の子の加算	4,000円		16～22歳の子の加算	5,000円			
住居手当	世帯主で家賃27,000円以上で住居を借りている職員		異なる	賃貸住宅に居住する場合(支給限度額/月)	28,000円	159,589,561円	190,669円	
	加算額	27歳までの者						18,700円
		28歳～32歳までの者						9,300円
通勤手当	運賃相当額(限度額/月)	55,000円	同じ	運賃相当額(限度額/月)	150,000円	363,569,901円	139,781円	
管理職手当	部長	127,600円	異なる	本府省課長	130,300円	138,862,100円	1,176,797円	
	統括課長	101,500円		本府省室長	94,000円			
	課長	92,300円						

## 5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	区長	1,135,000 円	(参考) 特別区における最高/最低額 1,305,000 円 / 921,600 円	
	副区長	926,000 円	1,042,000 円 / 817,100 円	
	教育長	816,000 円	—	
	常勤監査委員	669,000 円	—	
報酬	議長	929,000 円	975,000 円 / 863,700 円	
	副議長	780,000 円	832,000 円 / 770,400 円	
	議員	626,000 円	637,000 円 / 600,200 円	
期末手当	区長	(令和6年度支給割合)	6 月期 1.96 月分	
	副区長		12 月期 1.96 月分	
	教育長			
	常勤監査委員			
	議長			
	副議長			
	議員	合計 3.92 月分		
退職手当		算定方式	1 期の手当額	支給時期
		退職日における給料月額に対して勤続期間1年につき次の割合を乗じて得た額		
	区長	450/100	20,430,000 円	任期满了等により退職した時
	副区長	320/100	11,852,800 円	
	教育長	240/100	5,875,200 円	
常勤監査委員	210/100	5,619,600 円		

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月。教育長は3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

2 特別職の報酬などの額は、学識経験者などで構成される「葛飾区特別職議員報酬等審議会」の意見を聞き、区議会の審議を経て、条例で定められている。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

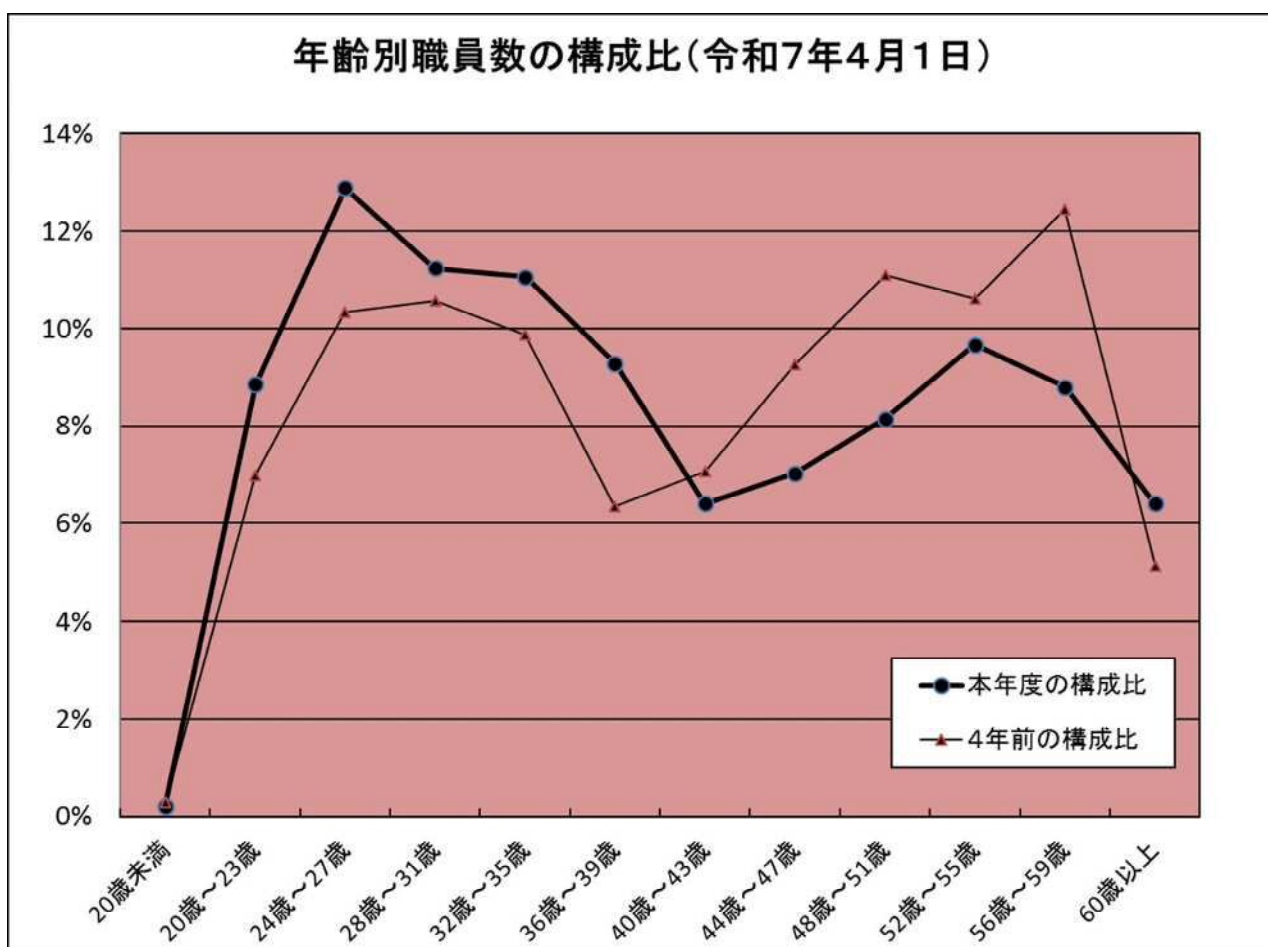
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
普通会計	議会	15	15	0	
	総務・企画	460	494	34	業務量増及び執行体制の見直し
	税務	75	75	0	
	民生	1,437	1,450	13	業務量増及び執行体制の見直し
	衛生	354	359	5	業務量増及び執行体制の見直し
	労働	1	1	0	
	農林水産	1	1	0	
	商工	42	45	3	業務量増及び育児休業職員の代替対応
	土木	413	405	△8	業務量増及び執行体制の見直し
		計	2,798	2,845	47
	教育	269	277	8	業務量増及び執行体制の見直し
	消防	0	0	0	
	小計	3,067	3,122	55	参考 人口1万人当たりの職員数 70.35人 (特別区の人口1万人当たりの職員数 63.40人)
公等 営会 企計 業	その他	103	107	4	業務量増及び執行体制の見直し
	小計	103	107	4	
	合計	3,170 [3,232]	3,229 [3,281]	59 [49]	参考 人口1万人当たりの職員数 66.14人

(注1) 職員数は一般職に属する職員数である。

(注2) [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	7人	286人	416人	363人	357人	300人	207人	227人	263人	312人	284人	207人	3,229人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	令2年	令3年	令4年	令5年	令6年	令7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		2,596	2,610	2,653	2,712	2,798	2,845	249(9.6%)
教育		289	276	258	274	269	277	△12(△4.2%)
消防		-	-	-	-	-	-	-
普通会計計		2,885	2,886	2,911	2,986	3,067	3,122	237(8.2%)
公営企業等会計計		103	103	101	102	103	107	4(3.9%)
合計		2,988	2,989	3,012	3,088	3,170	3,229	241(8.1%)

(注1) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。